

障害者による 芸術活動の推進

2018年6月から「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(障害者文化芸術推進法)が施行され、厚生労働省および文化庁が共同で有識者会議を開催し、同法に基づく基本計画が2019年3月に策定されました。

2019年9月15日からは、新潟県において第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会が、第34回国民文化祭にあわせて開催され、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムに向けた機運醸成も期待されています。

自己表現の幅が広がる、自己肯定感が向上する、地域における障害への理解が深まるなど、障害者のさまざまな自立と社会参加につながる効果が期待される障害者の芸術活動への取り組み状況をみていきます。

動の推進に関する法律」(以下「障害者文化芸術推進法」)が成立した。

障害者施策は、国際連合が定めた国際障害者年(1981年)を契機に大きく推進され始め、1995年に策定された「障害者プラン」において、障害者の生活の質の向上を目指す施策の一つとして、芸術・文化活動の振興も掲げられた。その後の「障害者基本計画」においても、文化芸術活動の振興が施策の一つとして位置づけられてきた。

2001年には、「国連・障害者の十年(1983~1992年)」を記念し、国は、国連の精神である障害者の完全参加と平等の実現を図り、障害者の国際交流や芸術・文化活動の場、また、広く国民の参加する交流の場として国際障害者交流センターを大阪府に設置し、同センターを会場として第1回全国障害者芸術・文化祭を開催した。その後、厚生労働省は2012年度に、全国障害者芸術・文化祭を、原則として国民文化祭と同一都道府県で開催することと定め、2017年度の奈良大会からは両文化祭の会期も同一となり一体的に開催されている。

文化芸術施策においても、2001年に成立した文化芸術振興基本法で、文化芸術を創

造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることが規定され、同法を受けて2011年に制定された文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)では、文化芸術は子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひろく社会的基盤となり得るものであり、社会包摂の機能を持つということが明示された。その後、2017年に文化芸術振興基本法を改正して制定された文化芸術基本法においては、年齢、障害の有無、経済的な状況または居住する地域にかかわらず、文化芸術の機会を享受することが基本理念として示され、これを受けて2018年に制定された文化芸術推進基本計画(第1期)においても、文化芸術による社会包摂の推進や障害者による文化芸術活動の推進環境の整備等が重要な施策として位置づけられた。

2008年に、文部科学省・厚生労働省は、「障害者アート推進のための懇談会」を共催し、障害者による文化芸術活動を福祉的観点からだけでなく文化芸術の観点からも検討する場を設け、美術分野における関係者の意見交換を行い、必要な取り組みについて提言をまとめた。2013年には、文化庁・厚生労働

「障害者文化芸術推進法」 成立までの背景、経緯

わが国の障害者による文化芸術活動については、近年、障害福祉分野と文化芸術分野の双方から機運が高まってきたことから、2018年6月に「障害者による文化芸術活



働省は「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を設置し、主に美術分野の活動を対象とした障害者の芸術活動に関する支援についての「中間とりまとめ」を報告。2014年の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」招致決定を契機に、障害者による文化芸術活動への関心や注目がさらに高まり、2015年には、文化庁・厚生労働省は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会にむけた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を設置し、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、広く関係者による意見交換を定期的に行ってきた。

厚生労働省では、2013年の「中間とりまとめ」を受け、2015年度から3年間にわたり、地域における障害者の芸術活動を支援する「障害者の芸術活動支援モデル事業」を実施し、2017年度からは、その成果を全国に普及・展開する「障害者芸術文化活動普及支援事業」を実施している。また、文化庁でも、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や、映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援等、障害者による文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。その他関係省庁においても、障害者による文化芸術活動の施策に取り組んできている。

「障害者文化芸術活動推進基本計画」が求めるもの

2019年3月には、障害者文化芸術推進

法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。基本計画は、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力が発揮され、社会参加が促進されることを目的とし、障害の有無にかかわらず、すべての国民が文化芸術を創造しまたは享受する環境を整備すること、多様な人々がお互いを尊重しあいながら、文化芸術活動に関わる社会を構築することを目指している。

同計画では、①障害者による文化芸術活動の幅広い促進、②障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、③地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現、の3つを基本的な視点としている。

具体的な施策の方向性は、表のとおりとなっている（障害者基本計画および文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、2019～2022年度が対象期間）。

なかでも、障害者向け施設・事業所が重点的に取り組むべき内容としては、(2)創造の機会の拡大、(3)作品等の発表の機会の確保、(5)権利保護の推進、(6)芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援、(11)関係者の連携協力等があげられるであろう。これらを実現するために、次のような対応が求められている。

○創造の機会の拡大

学校や社会福祉施設、文化施設、社会教育施設等や民間のダンス教室、美術サークル、劇団など、多様な場において行われる創造活動の環境や内容の充実が望まれる。近年、芸

表 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、2019～2022年度を対象期間とする

(1) 鑑賞の機会の拡大	(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
<ul style="list-style-type: none"> 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進 適切な対応ができる人材の育成 地域における鑑賞機会の創出 等 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等における環境整備や販路開拓の促進 地域における相談支援体制の促進 等
(2) 創造の機会の拡大	(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進
<ul style="list-style-type: none"> 創造活動の場の創出・確保 多様な創造活動の場における環境・内容の充実 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域、国内外など幅広い交流の促進 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等
(3) 作品等の発表の機会の確保	(8) 相談体制の整備等
<ul style="list-style-type: none"> 発表の場の創出・充実 海外への発信 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等
(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等	(9) 人材の育成等
<ul style="list-style-type: none"> 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備 作品や活動に対する保存等の取組 等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等
(5) 権利保護の推進	(10) 情報の収集等
<ul style="list-style-type: none"> 作品等に関わる様々な権利の普及啓発 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮 研修、相談などの環境整備等 等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による文化芸術活動の調査研究 国内外における情報収集・発信の促進 等
	(11) 関係者の連携協力
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域におけるネットワークの整備 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等

術活動において、作品はもとより、創造過程そのものに着目した表現など、既存の芸術ジャンルに収まらない多様性が見られるが、このような活動の場やジャンルの多様性にも対応できる支援体制、創造活動の現場と障害者をつなぐコーディネーター等の育成も求められている。

○作品等の発表の機会の確保

作品等の発表の場は、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーションの向上につな



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・6,600円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949